

資料2の参考資料4

総政企第52号

平成27年3月23日

統計委員会委員長

西村清彦 殿

総務大臣

山本早苗



諮詢第78号

経済センサス-活動調査の変更について（諮詢）

標記について、平成27年3月6日付け總統経第18号20150302統第1号により総務大臣及び経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

平成27年3月23日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮詢の概要

1 賒問事項

基幹統計調査である「経済センサス-活動調査」（以下「本調査」という。）の平成28年以降の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、総務大臣及び経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

調査計画における「報告を求める事項」、「報告を求める事項の基準となる期日又は期間」、「報告を求める期間」、「調査結果の公表の方法及び期日」、「報告を求めるために用いる方法」及び「集計事項」を以下のとおり変更する。

（1）報告を求める事項

ア 個人経営に係る調査票の見直し及び調査事項の簡素化

個人経営について、以下のとおり調査事項を変更し、個人経営以外の事業所と区分した全産業共通的な「個人経営調査票」を新たに設ける。

また、これに伴い、「単独事業所調査票（卸売業、小売業）（個人経営者用）」及び「単独事業所調査票（サービス関連産業B）（個人経営者用）」を廃止する（別紙1参照）。

（ア）「事業別売上（収入）金額の内訳」に記入する項目数について、主業の含まれる事業活動区分内の売上（収入）項目を上位3項目に縮減する。

（イ）主に各産業で独自に把握する産業別の調査事項を削除する（別紙2参照）。

【説明】

平成24年に実施された本調査（以下「前回調査」という。）では、個人経営の数が企業全体の約53%を占め、調査票の審査に多くの労力を要した一方、その売上（収入）金額は企業全体の約2%にとどまっていたこと、また、個人経営については多くが小規模であり、個人経営以外と比較して報告者負担が重いことから、審査事務の効率化及び報告者負担の軽減により統計精度の向上を図るために変更するものである。

イ 他の調査票の構成の見直し

日本標準産業分類（平成25年10月改定）の大分類「R サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等については、前回調査において、「単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」、「企業調査票（建設業、サービス関連産業A）」及び「事業所調査票（建設業、サービス関連産業A）」（以下「建設業、サービス関連産業A」調査票」という。）により把握していたが、当該団体等を対象とする調査票を新たに設ける。

また、「建設業、サービス関連産業A」調査票と、「単独事業所調査票（学校教育）」、「企業調査票（学校教育）」及び「事業所調査票（学校教育）」（以下「学校教育」調査票」という。）をそれぞれ統合する（別紙1参照）。

【説明】

日本標準産業分類の中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等を対象とする調査の効率的かつ円滑な実施を確保するため、調査票を別途新設するものである。

また、上記の調査票の新設に伴い、調査票の配布・回収・集計事務等が煩雑となることを避けるため、「学校教育」調査票を、同じくネットワーク型産業^(注)である「建設業、サービス関連産業A」調査票と統合するものである。

(注) ネットワーク型産業とは、事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない産業をいい、事業所に関する集計においては、単独事業所を除き、売上（収入）金額を表章しないこととしている。

ウ 労働者区分の見直し

従業者を把握する調査事項である労働者区分について、表1のとおり、常用雇用者及び臨時雇用者の定義を変更する。

表1 労働者区分の変更

現行	変更案
常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月を超える期間を定めて雇用している人又は平成23年12月と24年1月にそれぞれ18日以上雇用している人)	常用雇用者 (期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人)
臨時雇用者 (1か月以内の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)	臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人)

【説明】

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、労働者の区分等について、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施し、その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行うこととし、平成26年度から実施することとされていることを受けて、平成26年4月から「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」（関係する8府省で構成）を開催しており、その検討状況を踏まえ、対応するものである（別紙3参照）。

エ その他の主な調査事項の見直し

その他の主な調査事項の見直しは、表2のとおりである。

表2 その他の主な調査事項の見直し

No.	調査事項	変更内容	変更理由
①	「商品手持額」 <把握対象及び把握時点の変更等> 【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】 【企業調査票】 【事業所調査票（卸売業、小売業）】	単独事業所調査票及び事業所調査票から削除し、代わって単独事業所調査票及び企業調査票に以下の調査事項を追加 ・「年初商品手持額」	「諮問第50号の答申 経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査の変更について」（平成25年6月17日付け府統委第67号）において、商業統計調査の商品手持額について、事業所を対象とした年

No.	調査事項	変更内容	変更理由
		<ul style="list-style-type: none"> 「年末商品手持額」 「年間商品仕入額」 	末時点での把握から、企業を対象とした年初及び年末時点での把握としたことを踏まえて変更するもの
②	<p>「商品売上原価」 <削除></p> <p>【産業共通調査票】</p> <p>【企業調査票】</p> <p>【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】</p> <p>【団体調査票（政治・経済・文化団体、宗教）】</p> <p>【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】</p>	調査事項から削除	行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたことから削除するもの
③	<p>「店舗形態」 <選択肢の追加></p> <p>【単独事業所調査票（卸売業、小売業）】</p> <p>【事業所調査票（卸売業、小売業）】</p>	選択肢に、新たに「コンビニエンスストア」を追加	従来、「売場面積」、「セルフサービス方式の採用」、「営業時間」及び「飲食料の取扱」を基に格付を行ってきたが、コンビニエンスストアの業態をより正確かつ安定的に格付するとともに、審査の効率化を図るために追加するもの
④	<p>「建設業許可番号」 <削除></p> <p>【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】</p> <p>【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】</p>	調査事項から削除	行政上のニーズ等を再確認した結果、今後の利活用が見込まれないことが確認できたことから削除するもの
⑤	<p>「学校教育の種類」</p> <p>「学校等種類別収入内訳」 <選択肢の追加></p> <p>【単独事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】</p> <p>【企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】</p> <p>【事業所調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）】</p>	選択肢に、新たに「幼保連携型認定こども園」を追加	平成25年10月の日本標準産業分類の改定において、中分類「819 幼保連携型認定こども園」が新設されたことに伴い、事業所及び企業の産業格付を適正に行うために変更するもの

(注) 調査事項欄内の鍵括弧（「」）は見直しの対象である調査事項の名称を、山括弧（<>）は変更内容を、隅付き括弧（【】）は対象となる調査票の名称をそれぞれ示している。

(2) 報告を求める事項の基準となる期日等

本調査の報告を求める事項の基準となる期日については、「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に変更する。

また、報告を求める期間については、「平成24年1月から同年3月まで」から「調査実施年5月から同年7月まで」に変更する。

さらに、調査結果の公表期日については、「速報集計結果：調査実施年の翌年1月末、確報集計結果：調査実施年翌年の夏頃から順次公表」から「速報集計結果：調査実施年翌年の5月末、確報集計結果：調査実施年翌年の9月頃から順次公表」に変更する。

【説明】

本調査については、「経済センサスの枠組みについて」(平成18年3月31日経済センサス(仮称)の創設に関する検討会)において、初回調査の期日を「平成23年6月～7月の間の1日を調査期日(調査日)として定めること」とされたことを受け、当初、「経済センサス・活動調査に関する今後の取組について」(平成20年5月15日各府省統計主管部局長等会議申合せ)により「平成23年7月1日」を調査期日としていた。しかし、その後、内閣府の国民経済計算の確報推計へのデータ提供の必要上、「平成24年2月1日」に調査期日を変更して実施することとなった。

前回調査では、積雪・寒冷期の調査のため調査員の確保が困難であったほか、確定申告前の時期とも重なり、報告者からの調査票の回収に予想以上に時間を要した等の状況がみられたことから、「経済センサスの枠組みについて」の考え方を踏まえ、また、平成28年7月に実施が想定される参議院議員通常選挙に係る地方公共団体の事務負担等を勘案し、今回調査では、平成28年6月1日を調査期日とするものである。

(3) 報告を求めるために用いる方法

ア 調査組織の変更（大型商業施設等の管理会社等への調査員業務の委託）

大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託することを可能とする。

【説明】

地方公共団体から、調査のより円滑な実施を図る観点から、管理会社等への調査員業務の委託が可能となるように改善を求める意見が多く寄せられていることを踏まえ、変更するものである。

イ オンライン調査の範囲の拡大

オンライン調査の範囲については、表3のとおり、全ての報告者を対象に導入する。

表3 オンライン調査の範囲の拡大

	現行			変更案		
	調査員	郵送	オンライン	調査員	郵送	オンライン
単独事業所	○ (一部除く)	○ (一部)		○ (一部除く)	○ (一部)	○
新設事業所	○			○		○
支所を有する企業		○	○		○	○

(注) オンライン調査が可能な報告者は、約25万企業（約130万事業所）から約400万企業（約600万事業所）に拡大する（企業数等は前回調査によるもの）。

【説明】

第Ⅱ期基本計画において、オンライン調査の推進を図ることとされているほか、個人情報保護意識の高まりへの一層の配慮とともに、地方公共団体における審査事務に係る負担軽減など調査の効率的な実施を図る観点から、全ての報告者を対象としてオンラインによる回答を可能とするものである。

ウ 調査の対象区分の見直し

調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について、単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査の対象に変更する。

【説明】

大規模な単独事業所（資本金1億円以上）については、前回調査において調査員による調査が困難なケースが多かったことから、統計調査の円滑かつ効果的な実施を図るため、より適切な調査方法として、国が民間事業者を活用して郵送やオンラインにより調査する方法に変更するものである。

（4）集計事項

ア 消費税に係る集計方法の見直し

売上（収入）金額等の経理項目に関する集計について、前回調査では、報告者が消費税込みで記入したか否かにかかわらず、報告者が記入した金額をそのまま集計していたが、今回調査では、消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更する。

なお、売上（収入）金額等の経理項目について、前回調査では、消費税込みでの記入を原則とし、参考情報として、消費税込みでの記入が困難な場合にチェックする欄を設け、当該欄にチェックを入れ、税抜きで記入する形としていたが、今回調査では、引き続き消費税込みでの記入を原則とした上で、消費税込み又は消費税抜きのどちらで回答するかを選択する調査事項を追加する。

【説明】

第Ⅱ期基本計画において、売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税の税込み・税抜きに係る補正）について、平成28年経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得ることとされていることを受けて、「産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議」を開催しており、その検討状況を踏まえ、対応するものである（別紙3参照）。

また、売上高等の集計において消費税に関する補正を実施するためには、消費税の税込み・税抜きの別を正確に把握する必要がある。前回調査の方法では、チェック欄が未記入の場合に税込みなのか報告者の記入漏れなのかが確認できないことから、より正確に把握するための方法に変更するものである。

イ その他の集計事項の見直し

集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、利活用の低調な集計事項の削除や類似の集計事項の統合を行うとともに、統計ニーズを踏まえた集計事項の追加を行うなど、集計事項を整理する。

【説明】

調査結果の円滑な集計及び公表を図ることを目的に集計事務の効率化を図るとともに、統計の有用性の向上を図る観点から、統計ニーズ等に十分配慮しながら、集計事項の見直しを行うものである。

3 審議すべき重点事項

(1) 報告を求める事項の変更について

- ア 今回、調査事項を簡素化した個人経営調査票を新設することとしており、当該変更が統計精度の向上に資するものとなっているか、統計の有用性を損なうことはないか、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- イ 今回、日本標準産業分類の中分類「93 政治・経済・文化団体」及び「94 宗教」に属する団体等を対象とした調査票を新設する一方で、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票を統合することとしており、当該変更が実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- ウ 今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、労働者区分について、常用雇用者と臨時雇用者の定義を変更することとしており、当該変更に伴い報告者に混乱が生じるなど調査の円滑な実施に支障を生じることはないか、定義のとおり適切に把握できるか等、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- エ 今回、調査結果の利活用状況を踏まえ調査事項を削除するほか、審査の効率化のために調査事項を見直すこととしており、統計の有用性及び実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。

(2) 報告を求める事項の基準となる期日又は期間の変更について

今回、報告を求める事項の基準となる期日を「平成24年2月1日」から「調査実施年6月1日」に、調査の実施期間を「平成24年1月から同年3月まで」から「調査実施年5月から同年7月まで」に、それぞれ変更することとしており、当該期日及び実施期間の変更が、統計の継続性及び実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。

(3) 報告を求めるために用いる方法の変更について

- ア 今回、大型商業施設等において、管理会社や施設の運営法人等に調査員業務を委託できることとしており、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。
- イ 今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、オンライン調査の範囲を調査対象範囲全体に拡大することとしており、その円滑な実施に向けた取組が適切かについて、検討する必要がある。
- ウ 今回、調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について見直すこととしており、当該変更により実査に混乱が生じないか等、実査可能性の観点から適当かについて、検討する必要がある。

(4) 集計事項の変更について

- ア 今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、売上（収入）金額等の経理項目について、消費税込みに補正して集計することとしており、当該変更に伴い集計作業が増加することとなり、公表時期への影響など統計調査の円滑な実施に支障を生じないかについて、検討する必要がある。
- イ 今回、集計事項の削除、統合等の見直しを行うこととしており、統計の有用性

を確保する観点から適当かについて、検討する必要がある。

(5) 統計委員会答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査は、「諮問第29号の答申 経済構造統計の指定の変更、経済センサス-活動調査の実施並びに工業統計調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の変更について」（平成22年12月17日付け府統委第154号）の「今後の課題」において、以下の検討課題が指摘されており、調査実施者における対応状況の適否等について、検討する必要がある（別紙4参照）。

- 事業所の売上金額に占める企業の内部取引額を把握することは、調査対象の負担を考慮すれば今回の活動調査において実施することは困難としても、今回の調査結果を十分に検証し、次回に向けて全産業の企業の内部取引額をどのように把握できるかについて検討する必要がある。

調査票の構成の見直し

別紙1

- ① 現行では、「卸売業、小売業」及び「サービス関連産業B」(下表G2～R2)以外の産業分類では、個人経営とそれ以外を区分せずに1枚の調査票としていた。
 変更案では、個人経営については、個人経営が調査対象外である「農業、林業」、「漁業」及び「協同組合」のほか、調査票を新設する「政治・経済・文化団体、宗教」を除く産業分類では、個人経営以外と区分した1種類の調査票で把握する。
- ② 現行では、「建設業、サービス関連産業A」調査票の中で「政治・経済・文化団体、宗教」を把握していた。
 変更案では、「政治・経済・文化団体、宗教」を「建設業、サービス関連産業A」調査票から分割して調査票を新設するとともに、「建設業、サービス関連産業A」調査票と「学校教育」調査票を統合する。

調査実施年		現行(平成24年調査)				変更案(平成28年調査)							
産業分類		調査員調査		直轄調査		調査員調査		直轄調査					
		単独事業所(純粋持株会社及び一定規模以上の製造業を除く)		・支所等を有する企業 ・純粋持株会社 ・単独事業所(一定規模以上の製造業)		個人経営調査票		事業別単独事業所調査票					
A 農業、林業			1	単独事業所調査票(農業、林業、漁業)	企業調査票	16	事業所調査票(農業、林業、漁業)	企業調査票	15	事業所調査票(農業、林業、漁業)			
B 漁業						17	事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)			16	事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)		
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	単独事業所調査票(鉱業、採石業、砂利採取業)				18	事業所調査票(製造業)			17	事業所調査票(製造業)		
E 製造業	3	単独事業所調査票(製造業)				19	事業所調査票(卸売業、小売業)			18	事業所調査票(卸売業、小売業)		
I 卸売業、小売業	4	単独事業所調査票(卸売業、小売業)(個人経営者用)	5	単独事業所調査票(卸売業、小売業)(法人・団体用)			20		事業所調査票(医療、福祉)		19	事業所調査票(医療、福祉)	
P 医療、福祉	6	単独事業所調査票(医療、福祉)											
O1 教育、学習支援業(学校教育)	7	単独事業所調査票(学校教育)		14		企業調査票(学校教育)	21		事業所調査票(学校教育)	13	企業調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)	20	事業所調査票(建設業、サービス関連産業A、学校教育)
D 建設業						15	企業調査票(建設業、サービス関連産業A)		22	事業所調査票(建設業、サービス関連産業A)			
F 電気・ガス・熱供給・水道業													
G1 情報通信業(ネット業種)													
H 運輸業、郵便業													
J 金融業、保険業													
R1 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教)													
Q1 複合サービス事業(郵便局)													
Q2 複合サービス事業(協同組合)			9	単独事業所調査票(協同組合)		23	事業所調査票(協同組合)						
G2 情報通信業(非ネット業種)	10	単独事業所調査票(サービス関連産業B)(個人経営者用)	11	単独事業所調査票(サービス関連産業B)(法人・団体用)	企業調査票	24	事業所調査票(サービス関連産業B)						
K 不動産業、物品販賣業													
L 学術研究、専門・技術サービス業													
M 宿泊業、飲食サービス業													
N 生活関連サービス業、娯楽業													
O2 教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)													
R2 サービス業(政治・経済・文化団体、宗教を除く)													
新設用	産業共通、本・支共通	12	産業共通調査票				11	産業共通調査票					

(注)純粋持株会社及び単独事業所(一定規模以上の製造業)については、単独事業所調査票を配布

G1 中分類「37 通信業」、「38 放送業」、「41 映像・音声・文字情報制作業」
 G2 中分類「39 情報サービス業」、「40 インターネット附随サービス業」
 O1 中分類「81 学校教育」
 O2 中分類「82 その他の教育、学習支援業」

Q1 中分類「86 郵便局」
 Q2 中分類「87 協同組合(他に分類されないもの)」
 R1 中分類「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」
 R2 中分類「88 廃棄物処理業」、「89 自動車整備業」、「90 機械等修理業」、「91 職業紹介・労働者派遣業」、「92 その他の事業サービス業」、「95 その他のサービス業」

(注)支所等を有する個人経営については、個人経営調査票を配布

